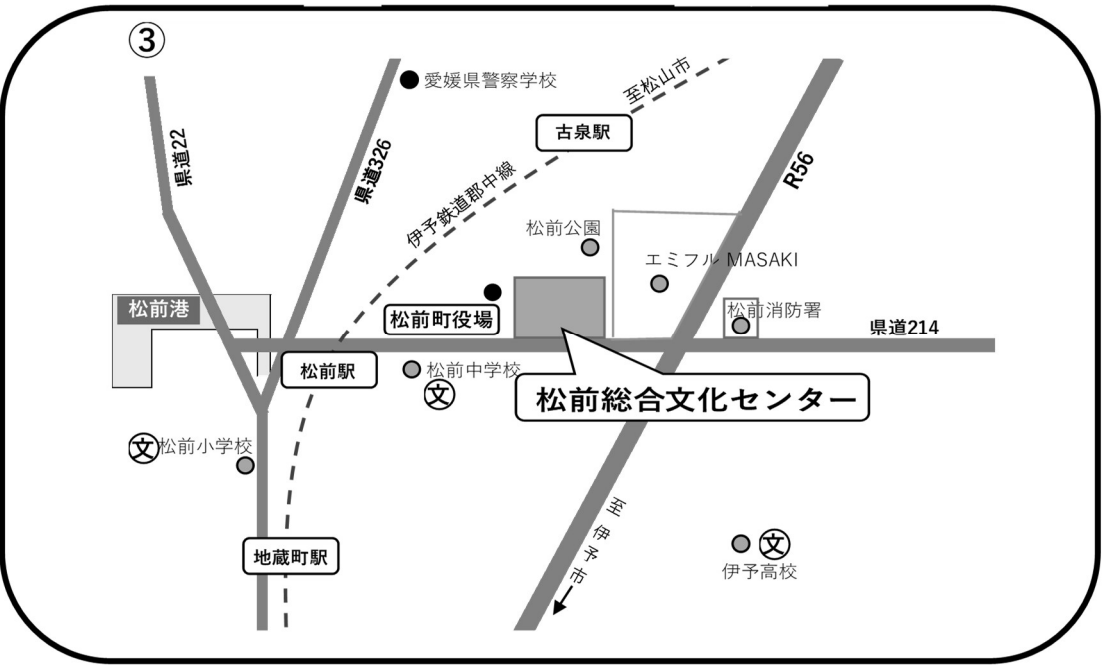


全ての会場の駐車場には限りがあります。
公共交通機関の利用、又は乗り合わせての来場にご協力ください。

③ 中予会場:令和7年10月31日(金)13:30～ <12:30 受付開始>

松前総合文化センター 広域学習ホール（伊予郡松前町大字筒井 633 番地）



<<ご注意>> 更新講習会を受講される皆さまへ

更新講習会を受講しただけでは登録の更新はされませんのでご注意ください。更新は各市町が定める期間内に、各市町の下水道担当課にて登録更新の手続きを行う必要があります。

- ※ 登録更新の手続きの詳細は、更新講習終了後、修了証を配布する前にお知らせします。
- ※ 修了証は、各市町での登録更新の手続きの際に必要な重要書類です。登録更新まで紛失しないよう大切に保管してください。

更新講習会 受講対象の皆さまへ

令和7年度 愛媛県下水道協会主催

下水道排水設備工事責任技術者 更新講習会等のご案内について

この案内は、下水道排水設備工事責任技術者の有効期限が過ぎた方で、資格失効の猶予期間中の方に、送付しています。

改めて責任技術者として活動を希望される場合、今回の受講を逃すと資格が失効しますので、下記をお読みいただき、期限までに手続きをお願いいたします。

なお、愛媛県下水道協会は、今回の更新講習会の実施にあたり、受付や運営の一部を、東京都下水道サービス株式会社に委託をして実施します。

記

1 受講対象者の登録有効期間等の状況について

皆さまの責任技術者としての登録は、既に有効期限切れとなっています。

しかしながら、これまで更新登録を継続されてきた責任技術者資格については、愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要綱第21条第3号に基づき保有している状況であり、今回、受講しなければ資格が失効します。

なお、今回の更新講習会を受講し、各市町で登録の更新を行うことで、原則、令和8年4月1日～令和12年3月31日までの有効期間となります。（受講しただけでは更新となりませんのでご注意ください）

引き続き登録を希望される場合は **2** を確認のうえ **3** の手続きをお願いします。

愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要綱（抄）

（市町登録の更新及び更新講習）

第14条 責任技術者は、愛媛県内の市町の登録期間満了後、引き続き愛媛県内の市町の登録を受けようとするときは、あらかじめ技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

（責任技術者となる資格の失効）

第21条 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、責任技術者となる資格を失効する。

(1)～(2) 省略

(3) 第14条の規定により、講習会を受講しなかった者は、責任技術者証の有効期限の翌日から会長が定める日までに受講しなければ、責任技術者となる資格を失うものとする。ただし、特別な理由があると会長が認めた場合はこの限りではない。

※「責任技術者証の有効期限の翌日から会長が定める日まで」とは、有効期限の翌日から翌年の年末までとしています。

2 申込受付期間について

令和7年9月19日（金）まで【申込最終日の消印有効】※受付は郵送のみ

- ※ 上記期間を過ぎて届いた講習会の受講申込みについては、原則、受付できませんのでご注意ください。
- ※ 講習会の受講申込みをされた方で、10月上旬になっても受講票が届かない場合は、東京都下水道サービス(株)までご連絡ください。

3 更新講習会日程及び受講申込みにについて

	南予会場	東予会場	中予会場
日 程	令和7年 10 月 29 日(水)	令和7年 10 月 30 日(木)	令和7年 10 月 31 日(金)
講習時間	13：30～15：00	13：30～15：00	13：30～15：00
会 場	西予市宇和文化会館 大ホール (西予市宇和町卯之町三丁目 444 番地)	西条市丹原文化会館 大ホール (西条市丹原町田野上方 2131 番地 1)	松前総合文化センター 広域学習ホール (伊予郡松前町大字筒井 633 番地)
備 考	※必ず受講申込みを行ってから受講してください(申込みがない場合は、受講できません)。 ・講習会当日は、受講票及び整理票、筆記用具を持参し、講習会開始時間までに会場へ来場してください(時間厳守)。 ・受付は、講習会開始 60 分前から行います。 ・施設及び周辺の駐車場に限りがありますので、会場へお越しの際は、公共の交通機関のご利用、又は乗り合わせてのご来場にご協力ください。 ・申込み後、都合により受講会場を変更する場合は、早急に東京都下水道サービス(株)へご連絡ください。 ・講習会終了後、各会場にて受講票と引き換えに修了証(重要)を交付いたします。		

●受講の申込みに必要となるもの * 申込みには同封の「申込書在中封筒」をお使いください

- ① 下水道排水設備工事責任技術者更新講習会受講申込書兼受講票及び整理票
同封の受講申込書兼受講票及び整理票に記載している注意事項を確認し、記入してください。
- ② 写真 2 枚
申込日から 6 か月以内に撮影したもので、縦 3 cm×横 2.4 cm、上半身脱帽・正面向・無背景。
裏面に氏名を記入し、所定の位置に 1 枚ずつ貼付してください。
- ③ 受講票等送付用封筒
受講票等を発送するため、110 円切手を貼付し、受講申込者の住所・氏名を記入してください。
- ④ 受講手数料の納付
 - ◆ 同封の払込用紙にて納付する場合
郵便局で受講手数料(3,500 円(払込手数料別途必要))を納付後、受講申込書の所定の位置に「振替払込請求書兼受領証」又はその写しを貼付してください。
 - ◆ ATMにて納付する場合
払込用紙に記載された振込先へ受講手数料(3,500 円(払込手数料別途必要))を振込後、受講申込書の所定の位置に「ご利用明細票」又はその写しを貼付してください。

<<ご注意>>

- 手数料を払い込む際の依頼人名は、更新講習会を受講する責任技術者名で行ってください。
(経費等として事業所名で払い込む場合も、必ず責任技術者名を併記してください。)
- 申込受付後の手数料の返還はできません。

振込先 ゆうちょ銀行 一六九 (イチロクキュウ) 店
えひめけんげすいどうきょうかい
当座 0015186 愛媛県下水道協会

- ⑤ 下水道排水設備工事責任技術者証の写し
受講申込書の所定の位置に、責任技術者証(有効期限切れのもの)の写しを貼付してください。
※ 既に破棄等されてお手元にはない場合は、愛媛県下水道協会事務局までご連絡ください。

4 お問合せ先

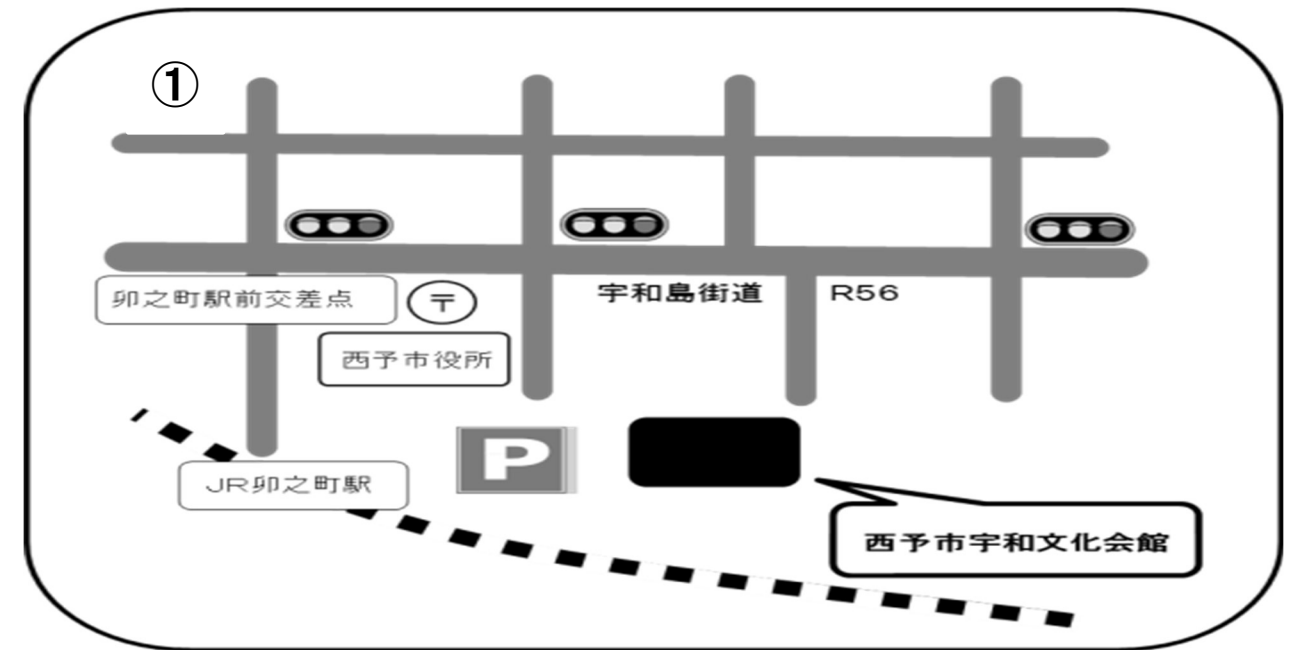
<講習会の申込み等に関する事> 東京都下水道サービス株式会社土木技術課 (愛媛県更新講習担当) 〒100-0004 千代田区大手町二丁目 6 番 3 号 TEL 03-3241-0818	<責任技術者に関する事> 愛媛県下水道協会事務局 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市公営企業局給排水設備課内 TEL 089-948-6978 HP http://www.gesui-ehime.jp/
---	---

全ての会場の駐車場には限りがあります。
公共交通機関の利用、又は乗り合わせての来場にご協力ください。

会場地図

① 南予会場:令和7年 10 月 29 日(水)13:30～ <12:30 受付開始>

西予市宇和文化会館 大ホール (西予市宇和町卯之町三丁目 444 番地)



② 東予会場:令和7年 10 月 30 日(木)13:30～ <12:30 受付開始>

西条市丹原文化会館 大ホール (西条市丹原町田野上方 2131 番地 1)

